

新潟県福祉サービス第三者評価基準

Q & A

目 次 （ 高齢者施設(事業所)編 ）

☆ 「評価対象Ⅳ 福祉サービス内容」に共通的な内容	・・・	高齢	1
---------------------------	-----	----	---

評価対象Ⅳ 福祉サービス内容

A-1 生活支援の基本と権利擁護

(1) 生活支援の基本	・・・	高齢	・
(2) 権利擁護	・・・	高齢	・

A-2 環境の整備

(1) 利用者の快適性への配慮	・・・	高齢	・
-----------------	-----	----	---

A-3 生活支援

(1) 利用者の状況に応じた支援	・・・	高齢	・
(2) 食生活	・・・	高齢	・
(3) 褥瘡発生予防・ケア	・・・	高齢	・
(4) 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養	・・・	高齢	・
(5) 機能訓練・介護予防	・・・	高齢	・
(6) 認知症ケア	・・・	高齢	・
(7) 急変時の対応	・・・	高齢	・
(8) 終末期の対応	・・・	高齢	・

A-4 家族等との連携

(1) 家族との連携	・・・	高齢	・
------------	-----	----	---

A-5 サービス提供体制

(1) 安定的・継続的なサービス提供体制	・・・	高齢	・
----------------------	-----	----	---

(注) ページが「・」の評価分類は、今のところ、掲載するQ&Aはありません。

はじめに

☆ 共通的な内容

Q 評価基準の対象範囲を特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（A型、ケアハウス）、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、訪問介護の6つの施設(事業所)としたのは何故か。

A 当該評価基準の対象範囲については、新潟県福祉サービス第三者評価事業推進要綱の「福祉サービス」で定義づけている、『社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業』を基本に策定しております。

現在対象範囲に含まれていない分野に関しても、新たな状況変化等によっては適宜見直しをかけていくこととしております。

Q 「福祉サービス実施計画」という名称は、各施設(事業所)によって呼び方が違うと思いますが、具体的には何を差しているのか。

A 確かに、各施設(事業所)によって使用している名称が違っていると思います。

具体的には、特別養護老人ホームでは「施設サービス計画」、養護老人ホームでは「処遇計画」、あるいは「個別支援計画」、軽費老人ホーム（A型、ケアハウス）などでは「個別支援計画」、老人短期入所施設では「短期入所生活介護計画」、老人デイサービスセンターでは「通所介護計画」、訪問介護では「訪問介護計画」などの名称で使用されているのが一般的だと思います。